平成２７年（フ）第１０号
長崎県諫早市永昌町22番15号　吉田コーポ203号
債務者　脇山紀代美
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
青森市大字四ツ石字里見19番地２　八甲田寮、従前の住所仙台市青葉区八幡６丁目１番15―206号
債務者　佐藤千枝子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第９号
茨城県水戸市南町３丁目１番18号
債務者　田山　律子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１８号
茨城県ひたちなか市殿山町１丁目４番１―403号　市営東塚原住宅
債務者　山崎　　明
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４２０号
大阪府大東市中垣内１―３―６　ヴィラファイブ201、住民票上の住所兵庫県赤穂市中広1576番地55　市営住宅千鳥団地３―407
債務者　石橋　正得
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５０号
鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬922番地５　メゾン321―103号室
債務者　岩本　千裕
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第２号
鳥取県倉吉市西倉吉町129番地12　10号、旧住所鳥取県倉吉市下大江244番地11
債務者　前平　昌寛
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第３号
鳥取県倉吉市福庭町１丁目488番地　福庭荘２号、旧住所鳥取県倉吉市福守町193番地10コーポ山本210号
債務者　中原　潤子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第１１８号
鳥取県米子市和田町3440番地３
債務者　亀本ゆみ子（旧姓田仕）
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第４号
鳥取県西伯郡日吉津村大字富吉101番地８
債務者　門垣　宏美
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第８４９号
広島市南区宇品海岸１丁目10番20―303号
債務者　蕗井　　猛
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３号
福岡市博多区博多駅南５丁目９番21―1105号
債務者　大坪　謙二
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８７号
山口県美祢市東厚保町山中991番地１
債務者　松永　　敦
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第１０７号
福岡県飯塚市椿295番地５
債務者　柴山　秋利
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１０８号
福岡県飯塚市椿295番地５
債務者　柴山　玉子
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１８号
福島県相馬郡新地町大字福田字清水179番地の１　中里町営住宅４―Ｂ
債務者　高瀬まり子（旧姓伊達）
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
福島地方裁判所相馬支部